

特別養子縁組の利用促進に関する 個別論点に係る議論用資料

1. 年齢要件に関する考え方(案)

現状 (原則: 申立時6歳未満。例外: 6歳未満で養育開始の場合、申立時8歳未満)

【メリット】

- 物心が付く前に養親との関係(愛着関係)の構築が開始できる。
- 結果として、早期に縁組が成立し、児童の地位が早期に確定する。

【課題】

- 6歳以上(原則)の児童については特別養子縁組の機会が制限されている。

原則年齢を維持・例外年齢を引上げ(※例えば「原則申立時6歳未満。6歳未満で養育開始の場合、申立時15歳未満」)

【メリット】

- 物心が付く前に養親との関係(愛着関係)の構築が開始できる。
- 高年齢の児童(里子など)にも特別養子縁組によるリーガルパーマネンシーを保障することが可能。

【課題】

- 6歳未満で養育開始されなかった児童については特別養子縁組の機会が制限される。
- 児童の意思をどのように考慮し、縁組に反映すべきか。
- 例外年齢を引き上げることによって、児童、養親候補者及び実親の地位が早期に確定しなくなり、結果として児童の福祉を害するおそれがある。

原則年齢・例外年齢ともに引上げ(※例えば「申立時18歳未満」、例えば「申立時15歳未満」)

【メリット】

- 高年齢の児童(里子など)にも特別養子縁組によるリーガルパーマネンシーを保障することが可能。

【課題】

- 年齢要件を引き上げることによって、児童、養親候補者及び実親の地位が早期に確定しなくなり、結果として児童の福祉を害するおそれがある。
- 児童の意思をどのように考慮し、縁組に反映すべきか。

2. 審判の申立権・成立要件に関する考え方(案)

現状 (養親のみ申立権者)

【メリット】

- 養親候補者が自ら請求することにより、特定の児童を特別養子として養育する意思が確実に担保される。

【課題】

- 実親の同意がない場合や同意が翻される可能性がある場合、養親候補者が申立てを躊躇することがある。

児童相談所長を申立権者に加える

【メリット】

- 申立てが困難な養親候補者に代わり、児童相談所長が申し立てることで審判の機会を与えることができる。

【課題】

- 当事者以外の者に身分関係の形成の請求を行わせることが、他の制度と整合するか。
- 養親候補者の養育意思が必ずしも担保されず、仮に縁組の意思を失った場合に審判手続が不安定となる。

特別養子縁組の成立に係る手続に、実親の同意の撤回を制限する仕組みを入れる

(例えば、「①実親との法的関係を断ち特別養子縁組が適当と判断する手続(※)と、②特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続に分け、①で児童相談所長を申立者とし、審判で実親の同意要件を制限する」

(※)又は実親の同意権を制限することを含む親権喪失を判断する手続)

【メリット】

- 特別養子縁組の成立前に実親の同意が翻されることがないため、養親候補者と子の関係を安定化させることができ、また実親との関係を理由に申立てを躊躇する養親候補者にとって、申立てが容易になる。

【課題】

- 実親の同意撤回制限後、仮に実親が翻意して養育を希望し、その環境を整えることができたとしても養育を不可能にすることについて、実親の下で養育されることが最善であるという考え方との関係をどう整理するか。
- ①で適格性が認められても、②で特別養子縁組が成立する保障がなく、①と②の間において、児童の養育をめぐる権利関係が不明確になり、児童の地位が不安定になるおそれがある。また、養親候補者が未だ明確でない段階で、家庭裁判所が①について適切に判断することができるか。

3. 出自を知る権利に関する考え方(案)

議論の前提となる論点

- 出自を知る権利を保障すべき範囲をどこまでとすることが適切か。
(①文書等の範囲、②年齢に応じた開示の範囲。③センシティブな情報の扱い)。
※記録の開示範囲は特別養子の成熟度、意向等に応じたものとすべきか。
- 実親にとって、知られたくない情報を伝えるべきか(例:出生を隠し、婚姻し、平穏な生活をしている実親)。

特定の一機関において、各関係機関が保有する文書等を一元管理し、情報公開を担う

【メリット】

- 一元管理することで統一的文書等の保管や情報公開を行える。
- 特別養子にとって、自らの情報にアクセスしやすい。

【課題】

- 全ての情報を1箇所で管理及び開示をするため、膨大なスペースと人員が必要となる。
- 一元管理等をする機関をどこにすべきか。新しい機関を設立する場合、行政改革との関係をどうすべきか。
- 保管する文書等について、関係機関が保有し続ける必要があるものと、特定の一機関に移管するものとの判断基準をどうすべきか。
- 戸籍がない海外と異なり戸籍がある日本に一元管理する仕組みを設ける必要性をどう考えるか。

個人情報保有する各関係機関が一定のルールの下、保有する文書等の保管・情報公開規程(児相運営指針、民間あっせん機関指針等)を整備するとともに、規程の下開示請求に応じる

【メリット】

- 各関係機関が保有する文書等の取扱いの変更(条例、規程等の改正)で対応するため、一機関が一元管理するより負担が小さい。

【課題】

- 特別養子縁組の文書等のみ特別に扱うことになり、他の文書等との均衡をどう整理するか。
- 国、自治体において規程等の整備が必要。

4. 養子縁組成立前後の支援・養親候補者の確保に関する考え方(案)

特別養子縁組家庭に対する支援の実施

【メリット】

- 特別養子縁組家庭の負担が軽減され、制度の利用がされやすくなる。
- 特別養子縁組成立後も行政と継続的につながりやすくなる。

【課題】

- 実親子関係である特別養子縁組家庭の社会的養護の必要性について、児童福祉法上の養育基準等の義務がある「里親家庭」や「一般的家庭」と比較してどの程度あるか。また、一貫した支援の期間や程度をどう整理するか。
- 普通養子縁組家庭との公平性をどう整理するか。

特別養子縁組の成立前後において、児童相談所と民間あっせん団体が連携して、支援する。
特別養子縁組制度と養子縁組あっせんについて周知する

【メリット】

- 児童福祉司等の専門性のある行政機関が全国斉一的に支援を行える。
- 児童相談所との連携により民間あっせん団体の支援の質が向上する。
- 特別養子縁組成立後の状況を確認できる。